



## 子どもは 風の子 元気よく

「子どもは風の子」といわれているように、寒い日も元気ですね。

1月29日、この冬一番の寒波に見舞われた阿蘇地方は、積雪の影響で通行止めやチェーン規制が行われるなど、各地で交通機関に乱れができました。

そんな中、雪合戦をしながら元気に登校する色見小学校の子どもたち。昼休みには、かまくらづくり挑戦しましたが、残念ながら積雪量が少なく完成には至らなかったようです。

町民憲章

1. 水と緑と土のにおい、いっぱい住みよい町にします。
2. 伝統を重んじ、文化の薫る潤いのある町にします。
3. 老人を大切に、子どもの夢を育て幸せな町にします。
4. 勤労を尊び、産業を振興し活力のある町にします。
5. スポーツに親しみ、心身をきたえ健全な町にします。



まちを守り  
人を守る  
消防団

## 消防出初め式



通常点検競技で優勝した8分団

1月12日(日)、高森町民体育館で新春恒例の高森町消防団(荒牧久利団長以下306名)の出初め式と通常点検競技が開催されました。今村町長や荒牧団長等のあいさつの後、永年勤続消防団員表彰等が行われました。通常点検(競技)では高森中学校少年消防隊と高森幼稚園の幼年消防クラブも参加して、一生懸命に練習した成果を披露。消防団員に負けない演技に大きな拍手が送られていました。

《通常点検の結果》  
1位 8分団(上色見全域・色見小倉原)  
2位 9分団(小倉原を除く色見)  
3位 13分団(河原全域)



かわいらしい演技にあたたかい拍手が送られていました(幼年消防クラブ)



12月1日の日曜日、熊本市下通りのアーケード街で恒例の「阿蘇郡農業祭」が開催されました。

これは阿蘇をPRしようと、熊本市に住む阿蘇郡12か町村の集まり「在熊阿蘇郡人会」と、阿蘇郡町村会が合同で企画実行しているもので、各町村とも趣向を凝らし、産業や観光面の宣伝活動や特産品の展示即売を行いました。

今年の高森町コーナーは、高森こでっちや奥阿蘇はなしのぶ、湧水トンネル直販店の加工部の皆さんによる展示・即売によりたくさんの人垣ができていました。

この催しは、在熊高森会の皆さんにお世話になっており、高森の良さをPRしようと毎年多くの方々がこの催しにご協力いただいています。

今後も「ふるさと・たかもり」をどうぞよろしくお願いします。

## まちの特産品を展示即売

在熊高森会が高森のPRに一役

### 阿蘇郡農業祭





おめでた・おくやみ

2002年12月受付分

(敬称略)

赤ちゃん  
たんじょう



岩下 芳季 ちゃん 男 父母 エミ子  
(色見・山鳥) 11.27 生  
村上 貴一 ちゃん 男 父母 勝也 美  
(高森・横町) 12.9 生

すえながく  
お幸せに



(住吉和色見・中園村 12.7  
(桐原) あい 白 水 村  
(岩下一広色見・戸狩町 12.26  
(奥栢) ゆかり 蘇 陽

おくやみ  
もうしあげます



(住所) (死亡者) (年齢) (御遺族)  
上色見・東中原 堀田壽美子 89 堀田 彰  
色見・井上 住吉テルエ 82 住吉 平男  
高森・天神 後藤 敏 81 後藤 ツル

| 人口の動き | 12月末日現在 (前月との比較) |
|-------|------------------|
| 世帯数   | 2,649 (+3)       |
| 男     | 3,699 (+13)      |
| 女     | 4,020 (+9)       |
| 総数    | 7,719 (+22)      |

善意の灯

ありがとうございました  
(敬称略)

■町社会福祉協議会へ  
<香典返し> 松本典子 本田征二  
古澤信幸  
<一般寄付> 本田虎太郎  
<広報送料寄付>  
富永高周波工業(株) (横浜市緑区)  
津留 和博 (名古屋市千種区)  
甲斐サエ子 (東京都西東京市)  
田呂丸ナガエ (大阪市西区)  
甲斐 做 (茨城県水戸市)  
関原トミエ (石川県金沢市)  
吉村 京子 (鹿児島県松元町)

■問い合わせ先  
農林振興課 農業振興係  
Tel 62-1111 (内線153)

お知らせのページ

法律相談

本町出身の弁護士津留清さんによる無料法律相談です。

■とき 3月15日(土)

午後1時から午後4時まで

■ところ 芙蓉館

年金相談

国民年金、厚生年金、社会保険についての相談や申請受付を行います。

■とき 2月28日(金)

午前10時から午後3時まで

■ところ 林業総合センター  
林業相談室

心配ごと相談

高森町社会福祉協議会では次のとおり心配ごと相談所を開設いたします。

お気軽にご相談ください。

■野尻地区

■とき 2月20日(木)

午前10時から正午まで

■ところ 朋遊館

■草部地区

■とき 2月21日(金)

午前10時から正午まで

■ところ 基幹集落センター

■高森・色見地区

■とき 3月11日(火)

午後1時から3時まで

■ところ 芙蓉館

休日在宅医

診療は午前9時から午後5時まで

2月9日 馬原内科医院

Tel 62-0646

2月11日 立野病院

Tel 68-0111

2月16日 中村医院

Tel 67-2333

2月23日 立野病院

Tel 68-0111

3月2日 寺崎医院

Tel 62-0378

3月9日 南郷谷整形外科医院

Tel 62-3351

3月16日 渡辺内科

Tel 67-1777

もしもし健康情報

熊本県保険医協会によるテレホンサービスです。2月のテーマは次のとおりですので、お気軽にご利用ください。

■月 アレルギー性鼻炎

■火 アレルギー性結膜炎

■水 脂肪肝

■木 たばこ歯周病の関係について

■金 せきが長引くときは?

■土・日 おならについて

※もしもし健康情報

Tel 096-385-3300

「農薬取締法」の改正について

「農薬取締法」が、平成14年12月に改正されましたのでお知らせします。

①現行の無登録農薬の販売禁止に加え、製造及び輸入の禁止が追加されました。

②現行の作物残留農薬の使用規制・防除業者の届出・防除方法の変更命令に加え、無登録農薬の使用禁止が追加されました。

③法律違反の罰則が強化されました。

・販売に係る義務違反

(現行) 1年以下の懲役または5万円以下の罰金

(改正後) 一般人にあつては3年以下の懲役または100万円以下の罰金、法人にあつては1億円以下の罰金

使用に係る義務違反

(現行) 3万円以下の罰金

(改正後) 3年以下の懲役または100万円以下の罰金

たは100万円以下の罰金

■問い合わせ先

農林振興課 農業振興係

Tel 62-1111 (内線153)

祝 高森町成人式



晴れやかに成人式

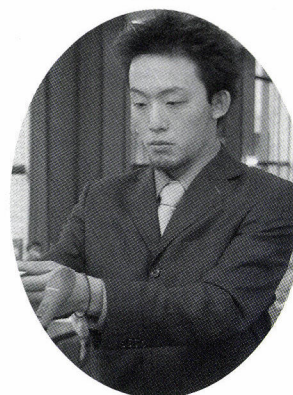
1月3日の午前10時から、高森町成人式が林業総合センターで盛大に開催されました。今年、町で成人を迎えるのは98人。町内で仕事に励む人や熊本市・遠方に就職、就学している人など、正月の帰省者を含め84人が式に参加しました。

式では、佐藤昭也教育長や来賓各位が「今日からは社会人として時代の推移と地域社会に目を向け、より一層教養と英知を涵養され、激動する日本の頼もしい担い手として活躍されることを願っています」と激励。成人者一人ひとりが、あらためて大人となる決意を胸にしていたようでした。

式後、各地区代表による意見発表や記念撮影などが行われ、その後、久々にあった旧友たちと成人を祝って街へ繰り出したようです。これからも、若い力で明るく楽しいまちづくり、地域づくりに貢献いただきたいと思います。

中学時代の恩師も出席され、大人の仲間入りをした成人者を代表し、町からの記念品を受け取る宇藤裕子さん(高森・下町)

交通安全を宣言する山崎淳仁さん(高森・旭通)



はたち  
20歳の誓い

成人者代表  
意見発表  
(抜粋)

成人になり、たくさんの権利を与えられると同時に、責任も重くなった。これから先、大いなる向上心をもって自分を高めたい。



岩田富広さん(高森・昭和)  
警視庁田園調布署勤務

中学時代に夢見た将来と違い現実には厳しいが、看護師になる夢に向かって一生懸命頑張ります。



谷川真紀さん(高森・冬野)  
熊本看護専門学校2年



ご存知ですか？  
『自動車フロン券』

エアコン等に冷媒として用いられるフロンは、オゾン層破壊物質であり、また温室効果ガスでもあります。

オゾン層保護と地球温暖化防止のため、平成14年10月1日より「フロン回収破壊法」が施行され、カーエアコンが搭載された車を廃棄処分する際には「自動車フロン券」により、フロン回収等の費用をご負担いただくこととなりました。

「自動車フロン券」は、全国の郵便局またはコンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルK、サンクス）各店舗にて1台分当たり2,580円を払い込んでいただき、その払い込んだ証明として「自動車フロン券」を受け取り、廃棄処分時に車と一緒

■問い合わせ先  
自動車フロンコールセンター  
TEL 03・5532・1461

恩給欠格者、引揚者の皆様へ

総務省の認可法人である平和記念事業特別基金では、次の方を対象に内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

■旧軍人軍属で恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方

①外地等の勤務経験があり、加算年を含む在職年が3年以上の方及び実在職年が1年以上の方に、内閣総理大臣名の書状・銀杯を贈呈しています。

②内地勤務経験のみの方で、加算年を含む在職年が3年以上の方及び実在職年が1年以上の方に、内閣総理大臣の書状を贈呈しています。

③上記対象者で、請求を行うことなく亡くなられた方に、ご遺族からの請求に応じて対象者あての内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。③の請求期限は平成17年3月31日

■終戦に伴い、本邦以外の地域から引揚げてこられた方

昭和42年の引揚者特別交付金を受給された方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。（請求期限は平成15年

3月31日）

■請求書類は、保健福祉課福祉係に用意してあります。なお、すでに請求された方は請求の必要がありません。

■問い合わせ先  
平和記念事業特別基金  
TEL 0120・234・933

こうなります！  
預金保険制度

当座預金、普通預金、別段預金は、平成17年3月まで引き続き全額保護されます。

定期預金等については、これまで同様元本1千万円までと、その利息等が保護されます。それを超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされることがあります）

平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることとなります。

預金保険制度、農漁協系統貯金保険制度ともに同様の取り扱いがなされます。

詳しくは、金融機関の窓口または預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、財務局にお問い合わせください。

生活衛生関係の経営相談室が開かれます

■相談内容（無料）

①経営に関する相談  
売り上げの伸び悩み、事業の見直し、資金繰りの改善策等と、新しい事業を始めるための計画や方針等について

②融資に関する相談  
国民生活金融公庫生衛資金融資の借入手続き等

利率 年0・95%（組合員）、1・60%（組合員以外）  
（平成14年12月3日現在）

③税務に関する相談  
所得税及び消費税の申告、帳簿記入の仕方等

■相談対象者  
飲食関係営業、食肉販売業、理容業、美容業、旅館ホテル業、公衆浴場業、クリーニング業、興行場の営業者及び開業予定者

■指導者 税理士、指導センター経営指導員  
■日時 平成15年2月17日（月）10時～15時

■場所 阿蘇保健所  
■問い合わせ先  
（財）熊本県生活衛生営業指導センター

TEL 096・362・3061

やさしい  
まちづくりとは？

本格的な高齢化社会の到来を控え、目や耳が悪くなった、足腰が弱くなるなど、日常生活に不安のある人の割合も増えてきます。

老いを迎えた後も、住み慣れた家庭や地域社会で、共に安心していきいきとした暮らしを続けていくことは私たち全ての願いです。

お年寄りや障害のある方ははじめ、全ての人が同じ社会の一員として共に暮らし、共に生きていけるような社会こそ当たり前の社会であるとの考えに基づき、熊本県では平成7年3月に高齢者や障害者にやさしいまちづくり条例（通称）を制定し、私たちの暮らしにある歩道や建物の段差、偏見や誤解などのバリア（障壁）を取り除くため、様々な取り組みを行っています。

高齢者や障害者にやさしいまちづくりは、事業者の方々や県民一人ひとりの積極的な取り組みがあつてはじめて実現するものです。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

祝 高森町成人式



成人者代表宣誓

三森 真仁さん  
（高森・旭通）



記念行事の司会進行は  
藤原敬士さん（高森・旭通）と  
植田智美さん（高森・上庄）

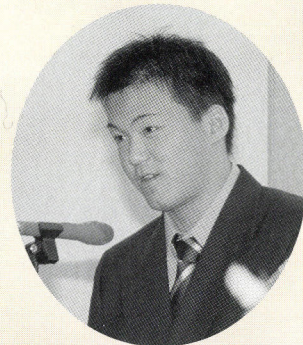


祝 成人  
一人ひとり 決意を胸にはばたけ 20歳の若人



成人者代表意見発表の間に20歳の抱負をインタビュー

近年の国際情勢は、非常に厳しいものがあります。二十歳の実感はわからないが、自衛官として与えられた任務を全うしたい。



工藤洋介さん（芹口・菅の迫）  
航空自衛隊第23警戒群  
輪島分屯基地勤務

二十歳を機に「広い見聞を持つ」とことと「挑戦する価値」の、二つを目標に掲げて頑張ります。



飯塚梢さん（高森・旭通）  
熊本大学2年

成人になったという実感がわかない。地元で働くこととなるがとにかく一生懸命頑張ります。



本川幸さん（色見・山鳥）  
熊本情報経営専門学校2年



税務広報

お早めにお忘れなく 2月17日(月)～3月17日(月)

確定申告



確定申告の時期になりました。所得税の申告は2月17日(月)から、贈与税の申告は2月3日(月)からそれぞれ始まり、期限は3月17日(月)となっています。また、消費税の個人事業者の確定申告期限と納付期限は3月31日(月)です。例年、申告期限が間近になりますと、税務署と役場税務課の窓口は大変混雑します。申告と納付は、できるだけ早めにお済ませください。

税の申告が必要な方

▼農業や商店などの自営業の方  
▼内職、外交などの事業者  
▼年金、不動産所得、利子、配当などがある方  
▼サラリーマンの給与等以外

所得税

所得税は、あなた自身が「所得税の確定申告の手引き」を参考に、所得金額や税額を正しく計算して納税する申告納税制度をとっています。確定申告書の提出は郵送でもできますので、お早めに申告をお済ませください。

振替納税のお勧め

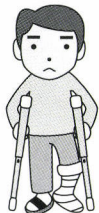
所得税を納める方法として、便利な「振替納税」制度があります。これは、銀行や農協・郵便局などの預貯金口座から振替により自動的に納税することができます。振替納税を利用しますと、納期限に遅れることもなく、また、納税の手間も省けて大変便利です。まだ利用されていない方は、簡単な手続きで済みますから、ぜひ今年の確定申告分からご利用ください。

申告の際に準備するものは？

- 印鑑(認印)
- 税務署から送付された申告書をお持ちの方は、その「申告書」や「収支内訳書」
- 印鑑(認印)
- 医療費控除を受ける人は支払った医療費の領収書や明細書
- 生命保険などで補てんされる金額の明細書
- ◆社会保険料控除を受ける人は年金や健康保険料などの支払証明書
- ◆生命保険料控除や損害保険料控除を受ける人は支払った保険料の証明書
- ◆雑損控除を受ける人は被災証明
- 被害を受けた住宅、家財の明細書や領収書
- 損害保険などで補てんされる金額の証明書
- ◆住宅取得等特別控除を受ける人は(所得税申告の場合のみ)
- 登記簿謄本
- 住民票の写し
- 売買契約書または請負契約書
- 住宅資金に係る借入金年末残高証明書
- ◆事業(農業)所得や不動産所得がある人は
- 収入や経費などのわかる帳簿
- 領収書
- 収支内訳書
- ※所得の種類ごと、経費などの科目ごとに計算をしてください。

スポーツ安全保険に加入しましょう

2003年度のスポーツ安全保険が3月より加入受付開始！子ども会や運動クラブなど5人以上の団体であれば加入できます。加入して万一のけがや賠償責任に備えましょう。■問い合わせは、スポーツ安全協会熊本県支部 Tel 096-388-1581



加入区分・掛金・補償額

(加入区分ごとに5人以上でご加入ください)

| 団体     | 対象となる団体                                        | 加入区分 | 掛金     | 対象範囲                             | 傷害保険(補償額) |               |        |        | 賠償責任保険(補償限度額)                                              | 共済見舞金                             |
|--------|------------------------------------------------|------|--------|----------------------------------|-----------|---------------|--------|--------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
|        |                                                |      |        |                                  | 死亡        | 後遺障害          | 入院(日額) | 通院(日額) |                                                            |                                   |
| 子どもの団体 | 中学生以下の子ども<br>子どもの保護者<br>(スポーツの指導、審判を除く)        | A    | 500円   | 団体活動中と往復途中<br>(子どもにおいては学校管理下を除く) | 2,000万円   | 最高<br>3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 身体賠償 1人 1億円<br>1事故 5億円<br>財物賠償 1事故 500万円<br>(免責 各1000円)    | 突然死<br>(急性心不全、<br>脳内出血等)<br>160万円 |
|        | 中学生以下の子ども                                      | AW   | 1,050円 | 団体活動中と往復途中<br>(学校管理下を除く)         | 2,100万円   | 3,150万円       | 5,000円 | 2,000円 | 上記補償に<br>身体・財物賠償 合算<br>1事故 500万円を加算<br>(免責 1000円)          | 対象外                               |
|        |                                                |      |        | 上記以外の個人活動中<br>(学校管理下を除く)         | 100万円     | 150万円         | 1,000円 | 500円   | 身体・財物賠償 合算<br>1事故 500万円<br>(免責 1000円)                      |                                   |
|        | 子どものスポーツ団体の指導者                                 | AC   | 1,000円 | 子どもたちへの指導活動中と往復途中                | 1,000万円   | 最高<br>1,500万円 | 2,500円 | 1,000円 | 身体賠償 1人 1億円<br>1事故 5億円<br>財物賠償 1事故 500万円<br>(免責 各1000円)    | 突然死<br>(急性心不全、<br>脳内出血等)<br>160万円 |
| 大人の団体  | 文化活動、ボランティア活動及び地域活動<br>(スポーツの指導(審判、ダンス鑑賞)等を除く) | A    | 500円   | 団体活動中と往復途中<br>(学校管理下を除く)         | 2,000万円   | 最高<br>3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 身体賠償 1人 1億円<br>1事故 5億円<br>財物賠償 1事故 500万円<br>免責(自己負担)各1000円 | 突然死<br>(急性心不全、<br>脳内出血等)<br>160万円 |
|        | 老人クラブなど                                        | B    | 800円   |                                  | 600万円     | 最高<br>900万円   | 1,800円 | 1,000円 |                                                            |                                   |
|        | スポーツ活動<br>(野外活動、身体運動を含む)                       | C    | 1,500円 |                                  | 2,000万円   | 最高<br>3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 |                                                            |                                   |
|        | 危険度の高いスポーツ活動                                   | D    | 9,000円 |                                  | 500万円     | 最高<br>750万円   | 1,800円 | 1,000円 |                                                            |                                   |

※AWIにおける個人活動中の傷害保険事故の場合には、日射・熱射病及び細菌性食物中毒は対象となりません。  
※「子どものスポーツ団体の指導者」とは、指導者の資格の有無を問わず、団体員への実技・理論指導及びその補助等を行う人をいいます。  
「子どもの団体の保護者」とは、団体員の保護者であり、団体活動の支援として、団体員の送迎、応援、活動の準備及び後片付けを行う人をいいます。  
※「フォークダンス、社交ダンス、洋舞、日舞等」の加入区分は、C区分となります。  
○保険期間  
・平成15年4月1日～平成16年3月31日まで(3月中に申込の場合)  
・掛金を振込んだ日の翌日～平成16年3月31日まで(4月1日以降申込の場合)

始まります

第19回阿蘇の火まつり

3月は阿蘇郡各地で「阿蘇の火まつり事業」が開催されます。郷土芸能や物産市など、それぞれの地域の特色を活かしたお祭りです。ぜひご来場いただき、お楽しみください。

| 開催日       | 開催時間        | イベント名               | 開催場所             | 問合せ先電話番号     |
|-----------|-------------|---------------------|------------------|--------------|
| 2月28日(金)  | 17:00～18:00 | 火入れ式                | 阿蘇神社             | 0967-24-5117 |
| 3月1日(土)   | 16:30～19:00 | 阿蘇ぶるまい              | 阿蘇町総合センター        | 0967-32-1111 |
| 3月9日(日)   | 12:00～15:00 | 新酒とふるさとの味まつり        | 高森駅前公園           | 0967-62-2233 |
| 3月21日(金)  | 10:00～15:00 | モーモーグルメフェア          | うぶやま牧場           | 0967-25-2211 |
| 3月21日(金)  | 15:30～20:30 | 山の神まつり              | 俵山交流館「萌の里」とその周辺  | 096-279-3111 |
| 3月22日(土)  | 10:00～14:00 | 神楽とそば手打ち体験交流        | 道の駅波野「神楽苑」       | 0967-24-2001 |
| 3月22日(土)  | 17:30～19:30 | ファイヤービート2003inアスペクタ | グリーンピア南阿蘇「アスペクタ」 | 0967-67-1161 |
| 3月23日(日)  | 18:00～20:30 | 薪能                  | 阿蘇神社             | 0967-24-5117 |
| 3月23日(日)  | 9:00～15:00  | 長陽スポーツフェスタ          | ちょうよう21ツインアリーナ周辺 | 0967-67-1111 |
| 3月24日(月)  | 18:00～20:00 | 火振り神事               | 阿蘇神社参道と隣接地       | 0967-22-3111 |
| 3月下旬～4月上旬 |             | 南阿蘇桜さくら植木まつり        | 一心行の大桜周辺         | 0967-62-9111 |



# 平成15年度(平成14年分所得)申告受付会場

| 日        | 対 象 地 区              |             | 会 場        |
|----------|----------------------|-------------|------------|
|          | 9 時 ～ 11 時           | 13 時 ～ 15 時 |            |
| 2月17日(月) | 村山・天神                | 上在・上町       | 林業総合センター   |
| 2月18日(火) | 旭 通                  | 旭 通         |            |
| 2月19日(水) | 昭 和                  | 昭 和         |            |
| 2月20日(木) | 下 町                  | 横 町         |            |
| 2月21日(金) | 森                    | 冬野・津留       |            |
| 2月24日(月) | 所得税・消費税納税相談<br>阿蘇税務署 |             | 野尻林業センター   |
| 2月25日(火) |                      |             |            |
| 2月26日(水) |                      |             |            |
| 2月27日(木) | 洗川・大村                | 中原・前原       |            |
| 2月28日(金) | 戸狩・井上・山鳥             | 小倉原・中園・西丁   |            |
| 3月3日(月)  | 津 留 1                | 津 留 2       | 河原老人憩いの家   |
| 3月4日(火)  | 野 尻 1                | 野尻2・尾下1     |            |
| 3月5日(水)  | 河原2・尾下2              | 河 原 1       | 旧草部北部支所    |
| 3月6日(木)  | 矢 津 田                | 中           |            |
| 3月7日(金)  | 草部(社倉)               | 草部(社倉以外)    | 草部基幹集落センター |
| 3月10日(月) | 芹 口                  | 芹 口         |            |
| 3月11日(火) | 菅 山                  | 下 切         |            |
| 3月12日(水) | 永 野 原                | 永 野 原       |            |
| 3月13日(木) | 上記相談日に<br>ご来場できなかった方 |             | 林業総合センター   |
| 3月14日(金) |                      |             |            |
| 3月17日(月) |                      |             |            |

※申告は、できるだけ各申告受付会場ですませましょう。  
※3月13日以降は、混雑が予想され長時間お待ち願うことがあります。



■阿蘇税務署 TEL 0967-22-0551  
■高森町役場 税務課 町民税係  
TEL 62-1111 (内線 164・165)

**贈与税**  
贈与税は、個人から財産をもらったときに、もらった人にかかる税金です。贈与税がかかるのは、平成14年1月1日から12月31日までに贈与を受けた財産の価額が110万円を超える場合です。  
なお、「ある時払いの催促なし」という親子間の借金や、将来返せるようになったら返すという「出世払い」の借金なども贈与されたものとして取り扱われますので、ご注意ください。

**消費税**  
個人事業者で、平成12年分の課税売上高が3000万円を超えた方は、平成14年分の申告が必要です。  
申告と納税は3月31日までとなっています。

**住民税の申告**  
住民税(町県民税)の申告は、住民税の課税はもちろん、国民健康保険税や介護保険料の算定、児童手当の受給要件、各種証明書などの基礎となるものです。  
住民税の申告が必要な方は、必ず期限内に申告されますようお願いします。

**申告が必要な方**  
平成15年1月1日現在、本町に居住し、次のいずれかに該当する方です。  
①農業・その他事業を営んでいる方、不動産などの所得のある方  
②給与所得者で年末調整をされていない方、または前年中に就職や退職をした方  
③給与以外に所得のある方  
④国民健康保険に加入されている方

**申告が必要ない方**  
①所得税の確定申告をされた方  
②サラリーマンで、給与以外には所得がなく、勤務先から町長あてに年末調整された給与支払報告書が提出されている方  
③生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

平成15年3月完成予定の下町A団地と、駅前団地の入居者を下記により募集します。

|       | 住 宅 の 概 要                                 | 募集戸数 | 家 賃（ 予 定 ）                       | 所 得 月 額 の 基 準                  | 入居予定日         | 入居申し込み                            |
|-------|-------------------------------------------|------|----------------------------------|--------------------------------|---------------|-----------------------------------|
| 下町A団地 | <一般住宅><br>木造2階建 79.41㎡                    | 1戸   | 20,200円<br>～ 33,500円             | 本人及び同居者の所得月額が20万円以下の者          | 平成15年<br>4月1日 | 2月17日<br>(月)<br>～<br>2月28日<br>(金) |
|       | <特定公共賃貸住宅><br>「中堅所得者向け住宅」<br>木造2階建 87.50㎡ | 2戸   | 37,000円<br>(収入の増減による家賃の変動はありません) | 本人及び同居者の所得月額が20万円を超え32万2千円以下の者 |               |                                   |
| 駅前団地  | <一般住宅> (障害者対応型)<br>木造平屋建 58.94㎡           | 1戸   | 16,500円<br>～ 28,400円             | 本人及び同居者の所得月額が20万円以下の者          |               | ※期間内に申し込みをされた方のみ、選考対象となります        |
|       | <一般住宅> (高齢者対応型)<br>木造平屋建 56.78㎡           | 1戸   |                                  |                                |               |                                   |

※一般住宅の家賃は収入に応じて決定します。  
なお、家賃の他に共益費2,000円、駐車場代500円を徴収します。  
※公営住宅法に規定する入居資格者に該当する方(入居希望の方はお問い合わせ下さい。)  
※現に住宅に困窮していることが明らかな方  
◆選考方法  
高森町営住宅条例第九条の選考基準及び高森町特定公共賃貸住宅条例第八条の規定に基づき入居者を選考します。  
◆申し込み方法  
建設課建築係に備え付けの用紙に必要書類を添えてお申し込みください。  
■お申し込み・お問い合わせは  
建設課 建築係 TEL 62-1111 (内線 143)

## 阿蘇カルデラスーパーマラソン大会 参加者募集

■開催日 平成15年6月7日(土)  
100kmの部…午前5時スタート  
50kmの部…午前11時スタート  
■場 所 ○スタート  
100kmの部…長陽村福祉温泉センター「ウィナス」  
50kmの部…波野村役場前  
○ゴールは共に「阿蘇町総合センター」  
■参加費 100kmの部…13,000円  
50kmの部…10,000円  
■参加資格 大会当日18歳以上で健康な方  
■募集締切 平成15年4月15日(火) 消印有効  
■問い合わせ及び募集要項請求は  
阿蘇広域行政事務組合 企画係  
TEL 0967-24-5117

## 町営住宅の入居者募集

## 住みよい町をめざして



高齢者や障害者にやさしいつくりの駅前団地

## 交通安全宣言駅伝大会 開催のお知らせ

2月23日(日) 午前9時40分  
高森駅前スタート

皆さんの参加と応援をお願いします。  
駐在区及び職場(1チーム10人)、オープン参加(学校・クラブなど)もお待ちしています。  
■申し込み・お問い合わせは  
教育委員会 TEL 62-1111

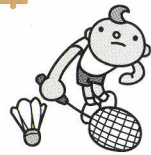


昨年の大会から



## 寺子屋での成果を発揮

高森町バドミントン大会



11月4日、高森中学校体育館で町バドミントン大会が開催されました。

大会には一般男女25名、小学生45名、中学生15名が参加し、日頃の練習の成果を存分に発揮して、熱のこもった試合が展開されました。特に、わんぱくてらこやで練習する小学生の参加が大会を大いに盛り上げました。

### 大会結果（優勝のみ掲載）

- 一般の部（一部） 古澤建生・谷川洋一
- 一般の部（二部） 森田英嗣・岩下由美子
- 6年男子の部 森隆志・後藤成幸（高森東小学校）
- 6年女子の部 内倉ななみ・二子石はるか（高森小学校）
- 5年男子の部 本田人史希・二子石悠平（高森東小学校）
- 5年女子の部 本田りな・津留えみか（高森小学校）
- 4年女子の部 平田えみ・堀山あかね（高森小学校）
- 寺子屋の部 堀田さち・後藤はるな（上色見小学校）

身近なニュースがありましたら  
ら広報係へご連絡ください。

TEL 62-1111（内線211）まで

## 行政と税について学ぶ

高森高校3年生が役場訪問

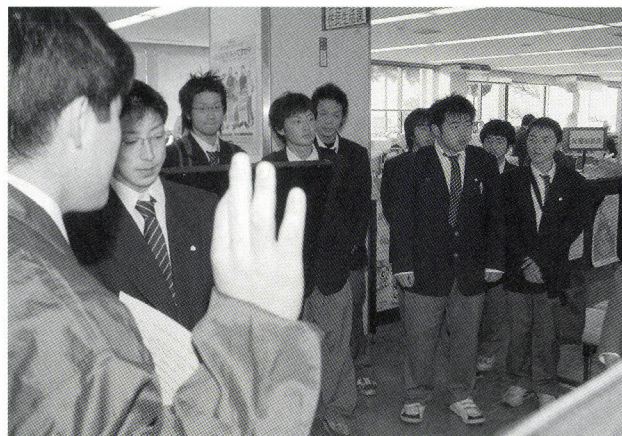
1月14日、進学や就職を今春にひかえた高森高校の3年生が役場を訪れました。

これは社会生活に必要な税の仕組みや、行政のシステムを学ぶというもので、毎年この時期に行われているものです。生徒たちは、役場内の仕事風景や施設見学の後、職員から税の説明や町の施策説明を受けました。

同校出身の町職員から、先輩社会人としての体験談の発表があり、熱心に聞き入っていました。

同校の皆さんはこの他、社会福祉施設での社会生活体験や奉仕活動等でも活躍しています。

これからも色々な学習を通して、人づくり、まちづくりに若い力を大いに発揮していただきたいものです。



職員の案内で役場庁舎内を見学



## 高森警察署だより

高森警察署 TEL 62-0110

## ～熊本犯罪被害者支援センター設立にご協力を～

### 犯罪被害者の現状

皆さんは、ある日突然何の落ち度もないにもかかわらず、犯罪や交通事故により愛する家族の命が奪われたりすることを想像できますか？

事件や事故の被害者の方々は、事件・事故の直接的な被害だけでなく、被害後、新たに生じる様々な問題にも苦しめられています。

- 被害後に現れる精神的・身体的症状
- 家族関係の崩壊
- 行き過ぎた取材・報道によるプライバシーの侵害
- 近所からの偏見、無責任なうわさ話
- 治療費等の支払いに伴う経済的負担
- 捜査や裁判の過程における不適切な言動

### 賛助会員加入等のご案内

「熊本犯罪被害者支援センター」では、支援活動に参加されるボランティアと、運営基盤を支える賛助会員を求めています。

#### ■賛助会員会費

- ・個人会員（年会費 1口 3,000円）
- ・企業・団体会員（年会費 1口 10,000円）

#### ■寄付の受付

会員会費のほか、寄付金も広く募集しております。

### 犯罪被害者支援センターの設立

現在、犯罪被害者を社会全体で支えようと犯罪被害者支援のための民間ボランティア団体が、全国27都道府県で設立され、電話や面接による相談、法廷や病院への付き添い、被害者グループへの援助など様々な支援活動を行っています。

熊本でも、民間の被害者支援団体を設立しようとの声が高まり、「熊本犯罪被害者支援センター」として、本年4月から業務を開始することとなりました。

誰もが犯罪被害者となりうる現代社会において、被害者を社会全体で支えるとの理念の下に、多くの方のご理解とご協力が求められています。



#### ■お問い合わせは

社団法人熊本犯罪被害者支援センター  
設立委員会事務局  
熊本市水前寺6丁目18番1号  
TEL 096-386-0337 fax 096-386-0338  
ホームページ www.k-v-support.jp  
メールアドレス center@k-v-support.jp

## 文芸

POETRY PAGE

### 肥後狂句

師走

（阿蘇御神火会）

### 俳句

（老人クラブ根子岳会文芸クラブ）

滝の音梢の一葉散りゆきぬ  
着膨れて病院通い老いのバス  
しみじみと遺影に偲ぶ冬座敷  
初時雨れ涙ながらに吊辞読む  
笑みいっぱい芋好き妻が芋を焼く  
台所柄杓も共に凍てつきて  
子の便り日々待ち居りぬ秋の暮れ  
銀杏黄葉透く大空の真青かな  
白露のこぼれる先は大地かな  
羽衣の伝説訪ね初夏の旅

誠登  
つや  
昭子  
澄子  
文を  
ウミ  
みずほ  
きや  
アキラ  
寿美子

佐藤 重信  
林田 一声  
上井 加根女  
松野 笑声  
佐伯 文雄  
馬原 愛子  
後藤 蘇仙  
堀山 信子  
松山 信子  
後藤 信子  
田上 黙子  
渡辺 雲海  
岡本 琴司  
林 不忘  
桐原 白醉  
浦塚 南天



## 消防なんでも南部分署

地震対策 ～グラッと来たときの行動は～

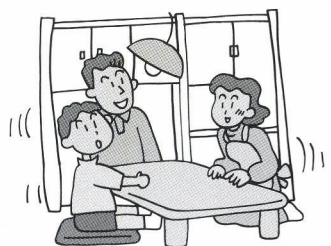
阿蘇広域行政事務組合消防本部  
南部分署 TEL 62-9034

一般的に知られている常識は「グラッときたら火の始末」揺れを感じた瞬間に火を止めることは、再火災に見舞われる危険から身を守る大事なポイントです。

しかし、すべての場合にこれを守れるとは限りません。阪神大震災の時には「グラッ」ではなく「ドーン」ときたと被災者は語っています。つまり直下型の大地震、しかも震度7というレベルは、揺れの当初には行動の自由はほとんどありません。こうした大地震の場合は、すぐに消せる場合でなければ火の始末にこだわらず、まず最初にすべきは「自分の安全確保」ということになります。

当初の揺れが収まる30～60秒の間は、それ以外の行動は「できれば」ということにならざるを得ません。大きなダメージを受けやすい頭部などをカバーし、落下物や倒れてくる家財から身を守りましょう。家族など周りの人間とも声をかけ合い、テーブルや机の下などに避難し、大きな揺れの間は安全と、そして冷静さを確保することです。体の安全を確保した上で、窓やドアを開けることができればさらにいいでしょう。地震によって変形し、開かなくなってしまうことがあるからです。しかし、これは揺れの程度によります。落下物のあるうちに動くのは危険を伴います。落下大きな揺れが収まったなら、ただちに火の始末、すべての火とガスの元栓を止めます。

とつきの時の  
行動が  
生死を分ける





# 東中バレーボール部有終の美

## 全国制覇の原動力に

久保田幸二君（高森東中3年）

全国都道府県対抗中学バレーボール大会



も、今では181cmとなり現在も少しずつ伸びています。卒業後は熊本市内のバレーボール名門校に進学予定で、「高校でも全国の頂点を目指します。」と目標も高く、将来が楽しみな選手です。

## 輝かしい歴史に終止符

昨年12月、大阪市で開かれた全国都道府県対抗中学バレーボール大会男子の部で、熊本県選抜チームが優勝しました。

この選抜チームの一員として出場した、高森東中3年の久保田幸二君（野尻・井上）は、1回戦から決勝までの6試合全てにフル出場。久保田君の活躍で、準決勝では大阪府を、決勝では東京都をいずれも2-0のストレートで下し、県チームの優勝に大きく貢献しました。

中学校入学時には、すでに170cmを超えていた身長

高森東中学校バレーボール部は、生徒数の減少により今年度で廃部となりました。

同校最後の公式戦である中体連では、郡大会で優勝し、県大会ベスト8の結果を残しました。

バレーボール部がなくなる年に、郡大会や招待試合等で優勝することができ、岩根先生は「廃部は残念だが仕方ない。今年の各大会では素晴らしい結果が残せてうれしく思っています。」と話されました。



東中バレーボール部最後のメンバー



## ふるさとの皆さんへ

何時も「広報たかもり」を送付していただき懐かしく拝読しております。故郷高森は死ぬまで忘れることはできません。その高森の情報を細大漏らさず読みつくしてまいります。（熊本市御領 野尻逸司様）

毎々なつかしい見事な出来ばえの「広報たかもり」ご送付頂きありがとうございます。とくに写真は圧巻で、ほとほと関心しながら拝見いたしております。（東京都西東京市 甲斐サエ子様）

何時も広報を送っていただき誠にありがとうございます。思えば昭和十年三月に故郷を後にして、早や六十八年目になります。流石に老いを感ずる年齢となり、帰郷も無理かなと思うようになりました。広報は故郷を偲ぶ貴重なものです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

町の益々の発展をお祈りいたします。

（茨城県水戸市 甲斐做様）

## 町出身者のお便り紹介

広報たかもりが送られてくるのを毎月楽しみに待っています。遠く離れていれば、古里が一番なつかしいです。

阿蘇の山々を時々写してください。1月号の切り干し大根の記事はとてもなつかしく、子どものころ母が作っていたのを思い出します。

（石川県金沢市 関原トミエ様）

お便りありがとうございました。高森出身の皆様にも喜んでいただけるような広報誌づくりに努めて行きますので、今後ともよろしく願います。（広報たかもり）

## 「人権」

### 《寝た子を起こすな？》

「あまり同和、同和と騒ぐな。そつとしておけば、差別は自然になくなる。学校で同和教育などするから、知らない子どもたちまで同和教育について知ってしまうじゃないか。同和教育を教えることによって、かえって差別のばらまきになる。」という人がいます。いわゆる「寝た子を起こすな」といわれるものですが、よく耳にする意見です。

では、そつとしておけば、差別が本当になくなるのでしょうか。

たとえば「部落差別」がかりに自然に解消したとしても、それで私たちの心に「人権意識」が育つのでしょうか。そうではないと思います。

また新たな別の「いわれなき差別」を作ってしまうだけではないでしょうか。

やはり、私たちがきちつとした人権意識を身につけなければ、差別の問題は解決しないと思います。

だからこそ、同和教育に限らず「差別、人権問題」といったことに対して、「放置せず、許さず」といった態度が必要ではないでしょうか。

住民生活課 同和对策係

## 人権啓発標語紹介

（平成14年度高森町人権啓発フェスティバル啓発標語の中から）



すまいるフェスタ in たかもりで、人権の歌「なかまは たから」を合唱する上色見小児童

- みんな だいすき 一ねんせい 高森小学校一年 しまだ さき
- みんな べんきょうあそび たのしいな 高森小学校一年 たにむら りゆういち
- あいさつは 大切な出会いのはじまりだ 草部南部小学校五年 大内田 晃陽
- めざそうよ いじめのない 学校を 草部南部小学校五年 佐藤 純平
- 人の悪口こそ話しては しないようにしよう 高森東小学校三年 安藤 龍哉
- バカと言ったら 相手の心が きずつくよ 高森東小学校三年 後藤 亮
- 悪口は あの一言で きずつく 草部中学校三年 阿南 竜徳
- いじめはダメ 心の迷い 取り消そう 草部中学校三年 田上 舞

## たかもり出身の皆様へ

広報たかもり からのお願い

- 転居のときは 連絡ください 広報たかもりが宛先不明で返送されることがしばしばあります。住所氏名の変更など、早めにお知らせください。
- ふるさとへの熱い想い お寄せください ふるさとへの想いや近況報告、たかもりの発展に役立つお住まいの街の紹介などをお寄せください。本誌で紹介いたします。
- 広報郵送料のご協力を お願いします 本誌は毎月3300部を印刷し、町内配布と共に北海道から沖縄までのたかもり出身の皆様にもお送りして「ふるさとの便り」としてご愛読いただいています。
- 皆様方のご協力により、今年度は11万円を超えるご寄付をいただきました。（ご寄付いただいた方はお名前を紹介）本誌は郵送の場合、1ヶ月に140円かかります。（広報誌代は別）引き続き、現金（小為替など）や、90円以下のお少額切手で1年分程度のご寄付を毎年お願い申し上げます。

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 高森町役場企画観光課 広報たかもり



# 2003年の幕開けを温泉で



## 高森温泉館で 初湯

2003年の幕開けを「初湯」で楽しもうと、高森温泉館で年越しイベントが開かれ、町内外から大勢の方々が訪れました。

午前0時の時報の合図で2003年を祝しての鏡割りで幕を開け、樽酒のふるまい



や年越しそばのサービスが行われました。その後、ゆっくりと初湯につかり一年間の健康を祈念されたようです。

大広間では、高森にわか保存会による『初笑い高森にわか』で、新年の初笑いを存分に楽しんでいました。

高森温泉館は開館9周年を経過しました。各地に新しい温泉館が建設され、入館者数も年々減少傾向にあります。が、地域の方々のご利用と従業員の知恵と努力によって、ますます繁栄することを期待したいものです。

## 会員カード発行

100枚  
達成



記録達成された白石三千代さん

白石三千代さん  
(上色見・前原)

12月26日、高森温泉館で会員カード発行100枚を達成された白石三千代さんに、温泉館から記念品が贈られました。

温泉館では、平成11年8月に会員カード制を導入しており、白石さんは3年3ヶ月の間に約1100回も来場されたことになりました。

休館日を除いては、ほとんど毎日利用しているという白石さんは「温泉館に来るおかげで病気もせず元気に暮らしています。もちろんこれからも毎日利用させていただきます。」と話されました。

NO. \_\_\_\_\_

お名前 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

TEL. ( ) \_\_\_\_\_

年齢 \_\_\_\_\_ 性別 男・女

発行日 平成 年 月 日

会員カード

高森温泉館 ☎09676-2-2626 (代)・2-2619

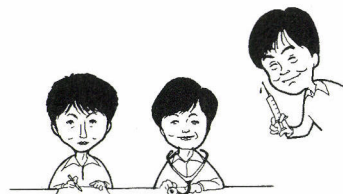
〒996-0201 秋田県大館市大字上土井(旧高森町)

|   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5  |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |

風まる

※この会員カードは、ご本人以外のご利用はできません。  
※この会員カードは、大切に保管して下さい。万一紛失された場合は無効となります。  
※この会員カードは、入館時に必ず提示して下さい。この会員カードを提示しない場合は、入館料(1000円)がかかります。  
※この会員カードは、入館料(1000円)がかかります。  
※この会員カードは、入館料(1000円)がかかります。

## 保健師から あなたへの健康講座



血管を守って

## 動脈硬化

を予防しよう



「動脈硬化」最近よく耳にする言葉ですが、あなたは自分の血管に自信がありますか。

動脈硬化とは全身に血液を送る動脈の内壁に脂肪がたまり、内腔が狭くなった状態のことをいいます。

## 血管の状態を知るには？

動脈硬化の発症に深く関係するのがコレステロール、特にLDL(悪玉)コレステロールの存在です。血液中に増えすぎたLDLが血管内壁に沈着していきま。

逆にHDL(善玉)コレステロールは、血管壁に沈着したコレステロールを取り除いてくれる働きをします。

したがって健診結果から、血液中のLDLコレステロールが多く、HDLコレステロールが少ないと、動脈硬化をおこす危険性が高くなっていることが予想されます。

## どんな人がなりやすい？

最近の調査・研究から、血管を傷つけ動脈硬化を進行させやすい要因が明らかになってきました。

まず年齢と性。これは避けようのないものですが、男性45歳以上、女性55歳以上になつたら動脈硬化も視野に入れた生活をしていく必要があ



スマイルフェスタ in たかもりの健康コーナーで血圧チェックする来場者  
(定期的な血圧チェックを行い、健康状態を管理することが大切です。)

## 動脈硬化が進行すると？

動脈硬化は、自覚症状がほとんどないまま進行します。一般的に、健診などで指摘されて気づきますが、そのまま放置して、さらに動脈硬化が進行していくことが多いようです。

特に、肥満・高血圧・高血糖・高脂血症を併せ持っている人は『死の四重奏』ともいわれ、生命に影響を及ぼす狭心症・心筋梗塞・脳卒中などの病気を引き起こします。

これらの病気になる、生活に支障をきたし、介護が必要な状態となったり、医療費も高額となり経済的な負担も大きくなったりしてきます。

## 動脈硬化の予防法は？

まず、肥満予防。  
体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)の数値が25以上の人は注意が必要です。

次に、食事。とくに脂肪の取りすぎが心配されます。7歳〜29歳といった若い世代での脂肪の摂取量が目に見えて増加しており、将来が危ぶまれています。逆に食物繊維はたっぷり摂りたいもの。自分ほどれだけの脂肪や食物繊維を食べているのか、どれくらい食べたいのかを知ることが必要です。

さらに、運動。適度な運動は、中性脂肪を減らしHDLコレステロールを高めることができます。

町では、高脂血症・高血糖・高血圧と診断され、改善したいと努力されている方に個別に教室を開催しています。お気軽にご連絡ください。

■保健福祉課 保健推進係  
Tel 62-1111 (内線125)





## 栄養士の **いただきます**

### 心臓病や脳卒中 予防のために…

サラサラ血液を目指そう！

循環器病（心臓病・脳卒中等）は血管の老化からはじまります。

循環器病を予防するには少しでも血管の老化をくい止める必要があります。そのためには、血液をサラサラにして、血圧の上昇を抑える事が大切です。

#### ★血管を若々しく保とう★

・塩分を控えよう…

塩分が濃いと他の調味料も使いがちになります。料理はなるべく薄味を心がけましょう。

・動物性脂肪を控えよう…

動物性脂肪のとりすぎは、LDLコレステロールを増やす原因になります。LDLコレステロールは血液をドロドロにするばかりか、血管壁に付着して動脈硬化を促進します。

・良質のたんぱく質をとろう…

臓器や器官はたんぱく質で作られています。丈夫な血管を保つには、卵や牛乳などの良質のたんぱく質を、食事から積極的にとる必要があります。

・野菜を食べよう…

野菜には、ナトリウムを排出したり便秘を予防して、高血圧を防ぐ働きのある食物繊維が豊富に含まれています。成人の場合、1日に350g以上の野菜が必要です。煮物やおひたし、和え物などにして、毎食食べましょう。

## 血液サラサラメニュー

麦ご飯・にらのマスタネード・  
レバー入りビーンズ・おぼろ昆  
布汁・簡単焼きりんご



### にらのマスタネード

#### □材料（1人分）

にら 40g・きゅうり 20g・かまぼこ  
25g・砂糖 小さじ1・白みそ 小さじ  
1強・酢 小さじ1・マヨネーズ 小さじ  
1強・からし 少々

#### □作り方

①にらはゆで、3cm長さに切る。かまぼこは薄切り、きゅうりは斜め半分に切り、薄切りにする。②調味料で①を和える。

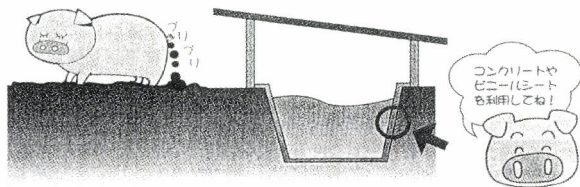
## 家畜排せつ物の規制がはじまります

平成16年11月1日から、法律で家畜排せつ物（ふん尿）の規制が始まりますので、下記の点に留意され施設等の整備をお願いします。

#### 対象となる畜産農家

|     |   |          |
|-----|---|----------|
| 牛・馬 | … | 10頭以上    |
| 豚   | … | 100頭以上   |
| 鶏   | … | 2,000羽以上 |

※牛・馬は生後6ヶ月以上と牛繁殖経営は生後10ヶ月以上が対象、豚は生後3ヶ月以上が対象、鶏は生後2日以上が対象。



どのようにしなければいけないのでしょうか？

●堆肥舎は、床を汚水が地下に浸透しない材料（コンクリート・ビニールシート等）で築造し、適当な覆い及び側壁を設けてください。

●尿は汚水が地下に浸透しない材料で築造した貯留槽で管理してください。

●田や畑に生ふんを放置しないでください。（田畑には十分に熟成したものを散布してください）

●管理基準に違反すると50万円以下の罰金となります。

虚偽報告・立入検査の妨害等は20万円以下の罰金となります。

※対象とならない農家であっても、環境問題や発生防止は重要な課題です。野積みや素掘りは行わないようにしてください。

■お問い合わせは

農林振興課 農業振興係 Tel 62-1111（内線153）



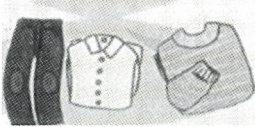
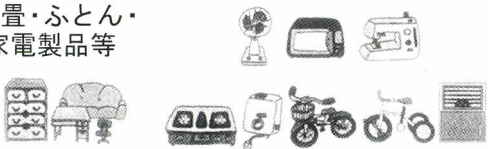
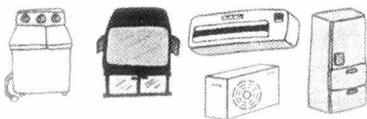
4 月から

ゴミの出し方が変わります！

分別して集められたゴミが、有効にリサイクルできるように、次のことを心がけてください

ルールを守って！

分別で、ゴミから資源へリサイクル

| ごみの区分                | 品 目                                                                                                                                    | ごみ出しのマナー                                                        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 可燃ごみ<br>(RDF)        | 紙くず・生ごみ・<br>繊維くず・木くず・<br>プラスチック・ゴ<br>ム・革類など<br>      | ○生ごみは水気を切って<br>○草などは土をよく落として<br>○不燃物は絶対に入れない                    |
| 不燃ごみ                 | 金属・ガラス・<br>陶器類・小型家<br>電製品（家電リ<br>サイクル対象品<br>を除く）<br> | ○スプレー缶・カセットボンベ<br>などは使い切ってから<br>○割れ物やカミソリなどの危険<br>物は紙などに包む      |
| 資源ごみ<br>(ビン・缶)       | 空きビン・空き缶・<br>食品の缶<br>                               | ○ふたを必ず取って、中を水洗<br>いする<br>○一升瓶・ビール瓶等は集団回<br>収や酒屋さんに返却する          |
| 資源ごみ<br>(ペットボトル)     | ペットボトル<br>                                          | ○ふたを必ず取って、中を水洗<br>いする                                           |
| 資源ごみ<br>(古布)         | 衣類・タオル・<br>シーツ等<br>                                |                                                                 |
| 資源ごみ<br>(新聞・雑誌・段ボール) | 新聞・雑誌・段ボール<br>                                     | ○種類ごとに分けてひもで十文<br>字に縛る<br>○雨天時は出し控える                            |
| 粗大ごみ<br>(ごみ袋に入らないもの) | 自転車・畳・ふとん・<br>家具・家電製品等<br>                         | ○クリーンセンターに直接持ち<br>込むか、個別収集を依頼する。                                |
| 家電リサイクル<br>対象品       | エアコン・テレビ・<br>冷蔵庫・洗濯機<br>                           | ○小売業者に引き取り義務のな<br>いものについては、郵便局で家<br>電リサイクル券を購入し、施設<br>で運搬料金を支払う |
| 受入困難ごみ               | タイヤ・バッテリー・消火器・廃油類・揮発油缶・<br>ペンキ缶・シンナー缶・ガスボンベ・火薬類・<br>農薬袋・土・石・コンクリート                                                                     | ○購入した店に引き取ってもら<br>うか専門の処理業者に相談する                                |